派遣報告書

平成２４年　８月　７日

倉吉市議会議長
谷　本　修　一　　様

倉吉市議会
（代表）議員　　大　津　昌　克　（印）

次のとおり行政視察・調査を行ったので、その結果を報告します。

記

1　派遣期間　平成２４年　８月　１日（水）から平成２４年　８月　２日（木）まで

2　派 遣 先　総務省

3　視察（調査）議員名　大津　昌克、段塚　廣文、大田　進

4　面 会 者　自治税務局都道府県税課　直税第一係長　甘利　昌也　氏
自治行政局行政経営支援室　地方行革推進係長
（併）経営支援係長　影山　直志　氏
自治行政局行政経営支援室　総務事務官　太田　絵理　氏

5　派遣目的
「地方自治における法人でない社団等（人格のない社団等）の扱いについて」の調査
（調査の概要）地方自治において法人でない社団等が公金を得て事業を行うケースがあるが、もともと自然人でも法人でもないため税務申告を行なわない団体が多いようである。行政サービスを受けながらも納税しないなど、その扱いを疑問に思うところがある。したがって、法の解釈や通達により個々の対応があると思うが、とりわけ下記の３点について調査を行うものである。
（１）指定管理者の対象団体のうち「その他の団体」の範囲と実態について
（２）法人でない社団等で収益事業を行なわない者の、法人市民税均等割の納付義務について、各自治体で対応が異なっているがなぜか
（３）法人でない社団の権利能力について

6　視察の経過及び感想　　調査の経過及び感想の詳細については別紙のとおり。

7　添付書類
（１）行政視察・調査報告書（調査の経過及び感想）
（２）面会者名刺（写）及び写真

要した経費：　３人合計　98,430　円

行政視察・調査報告書

（視察・調査の経過及び感想）

派遣先　　総務省
日　時　　平成２４年８月１日（水）
議　員　　大津　昌克、段塚　廣文
　　　　　大田　進

１．視察の経緯について

行政の補助事業や委託事業等を行う民間団体には、法人格を持つ民法上の法人や、法人格を持たない団体（以下、人格なき社団）等があります。さらには、地方自治法の改正による「指定管理者制度」においても、その管理者は個人でなければ、法人であることを要していません。

ところが、人格なき社団はそもそも民法上の権利能力を持たないため、法人税の確定申告をしていないケースがほとんどです。団体活動をしても、権利なき社団は税を免れるという点ではその活動にメリットがあるといえるのでしょう。

しかしながらその活動にも制約があり、収益事業をしていないということが住民税および所得税非課税の要件なのです。それでは収益事業とはなんでしょうか。一見して、収益事業を行っていると思われる団体でも、非課税となっている団体は少なくありません。法人であれば収益事業を行わなくても課税され、人格なき社団なら非課税で同様に自治体の税金を受け事業が行えます。

もし、税を支払わないことを目的に、法人格を取得しない団体があるとすれば、これはペーパーカンパニーならぬペーパーアソシエーションではないでしょうか。憲法で規定された国民の義務である納税は、法律上どのように運用されているのでしょうか。また、国税と地方税の取り扱いはどのようになっているのでしょう。地方の独自財源である住民税をはじめとする地方税は、重要な歳入であり、不公平税制があってはなりません。

そこでこのたびは、総務省自治税務局都道府県税課と自治行政局行政経営支援室のご協力を得て、地方自治における法人でない社団（人格のない社団）の扱いについての調査を行うこととしました。特に、指定管理者制度については導入後１０年近くを経過し、その運用については一定の検証や見直しの時期に来ています。対象団体の選定方法や指定期間等、住民にとってよりよい地方自治を行なう上でも重要なことであります。

今回の視察も限られた時間でありましたので、あらかじめ次のような事前質問を送付し、調査・研修に向いました。

２．事前質問

テーマ：「地方自治における法人でない社団等（人格のない社団等）の扱いについて」

（１）指定管理者の対象団体のうち「その他の団体」の範囲と実態について

・各種の親善、社交、奉仕等を目的とする団体、ＰＴＡ、同窓会、学会等の法人でない団体も、指定管理者の対象になりうるか？
・指定管理を受けるためだけに設立された、自主財源を持たない（財産管理規定のない）法人でない団体でも、指定管理者になりうるか？
・指定管理者である法人でない社団等には、確定申告の義務はないのか？
・指定管理者である法人でない社団等は、収益事業をしなければ法人住民税均等割は非課税か？
・指定管理者である法人でない社団等は、請負契約ではないが報酬を得て事務委任を受けているのが実態であり、団体としての経済的利益を得ているが、それ自体が収益事業といえないか？
・法人住民税（均等割）を納付しない団体が、指定管理者となることができるか？

（２）法人でない社団等で収益事業を行なわない者の、法人市民税均等割の納付義務について、各自治体で対応が異なっているがなぜか？

・地方税法上の人格のない社団等で、収益事業を行わない者は法人住民税均等割は非課税か？
・自治体によっては、法人住民税均等割を課税しているところもあるがなぜか？
・自治体によっては、平成２０年度事業より、法人でない社団で収益事業をしない団体の法人住民税均等割を非課税とするところもあるが、地方税法の改正点はなにか？
・自治体より補助金を得て事業を行っている法人でない社団も、収益事業をしなければ住民税均等割は非課税か？
・補助金が１０００万円を越える場合、補助金が消費税納付の対象となっているが、それでも住民税は非課税か？
・交付金や補助金を得て事業を行うことそのものが請負に当たる場合もあると思うが、法人でない団体は確定申告をしない場合が多く、所得税のみならず住民税すら納税しない現実があるが、補助金の額にかかわらず非課税となりうるのか？

（３）法人でない社団の権利能力について

・自治体と法人でない社団との契約は公序良俗違反にならないか？
・法人でない団体に賠償責任が生じた場合その能力はあるのか？
・そもそも民法上の人でない者との契約は成立するのか？
・法人でない社団の権利能力はどう解すればよいのか？

３．調査の結果

（１）については、設問に対してすべて肯定の見解でありました。団体の要件については、特に制約があるわけでなく、単に「団体であればよい」とするものでした。

また、指定管理と住民税との関係は、法人でなければ法人税法上の収益事業を行っているか否かに限られるとのことでした。ただ、収益事業か否かの判断は税務署にあり、地方自治体でないことがわかりました。

（２）については、基本的に権利なき社団で住民税の課税団体となるのは、代表者の定めと収益事業の２点であり、やはり収益事業かどうかは、所管の税務署において判断されるとのことです。

（３）については、総則的には民法上の問題であり、地方自治法では問題はないとのことでした。

４．感想

税法上の問題については、団体は法人税所管の税務署の判断が重要であることがわかりました。つまり、人格なき社団に住民税を賦課するかどうかは、自治体の判断ではなく税務署が判断するということです。このことからさらに次の疑問が涌きました。確定申告をしないのに税務署が判断するというのは、どの時点でするのであろうか。税は自主申告が原則です。申告しなければ事業の実態はわかりません。ということは、誰かが税務署に通知し、税務調査の対象になるということなのでしょうか。今後は是非、税務署に税行政についての調査を行ってみたいです。

また指定管理者制度については、その運用は自治体の首長に絶対的な権限があるということで、各自治体で運用の実態は異なるのだそうです。したがって、指定管理者の選定は議会の同意案件でもあるため、その運用基準（条例設置等）については議会で議論することは当然のことであります。住民にとってよりよい制度の運用は、議会で議論し一定の制約を設けることも、その自治体の個性であるのだと感じました。これらは制度ではなく運用が大事であり、今後どうするかは地方自治に委ねられているのであります。私たち議員も責任を持って議会の機能を果たしていかなければいけません。今後も、議員の視察・調査が観光旅行と揶揄されることのないよう、その成果をしっかりと市政に反映させるよう精励してまいります。